

令和元年 7 月 29 日 公告

「令和元年～令和 4 年度阿波座センタービル設備保守点検業務委託（長期継続）」

仕様書に一部誤りがありました。再度ご確認ください。

訂正箇所	誤	正
仕様書 頁 3 5 <b>(16) 消防用設備等保守点検</b>	(14) 連結送水管の耐圧試験については平成28年度内に実施する。	(14) 連結送水管の耐圧試験については <u>令和 3 年度内</u> に実施する。
仕様書 頁 4 2 <b>(18) 特殊建築物等定期点検</b>	2 業務実施者について 受注者は、本業務を実施する者として、「一級建築士」、「二級建築士」及び「国土交通大臣が定める資格者」（※）から選考すること。 ※ ア 建築基準適合判定資格者 イ 建築物：特殊建築物等調査資格者 建築設備：建築設備検査資格者	2 業務実施者について 受注者は、本業務を実施する者として、「一級建築士」、「二級建築士」及び「国土交通大臣が定める資格者」（※）から選考すること。 ※ ア 建築基準適合判定資格者 イ 建築物：特殊建築物等調査資格者 建築設備：建築設備検査資格者 <u>防火設備：防火設備検査資格者</u>

訂正箇所	誤	正
仕様書 頁43 <b>(18) 特殊建築物等定期点検</b>	5 特記事項 (1) 点検結果のまとめ方 ア 点検の終了後、「大阪市公共建築物点検マニュアル(別冊)点検結果作成要領」に基づいて作成すること。なお、本資料は、発注者が受注者に提供する。 イ 「支障がある」又は「特記すべき事項がある」場合には、その状況等を記入し、その部分の写真を整理し添付すること。 (2) 業務実施回数 ア 建築物定期点検は、平成30年度に実施すること。 イ 建築設備および防火設備定期点検は平成28年度～平成30年度の毎年度実施すること。 (3) 提出書類 ア 業務担当者の免許関係書類等(写し) 1部を作業前までに発注者へ提出すること。 イ 建築物定期点検結果報告書 1部を作業終了後に発注者へ提出すること。 ウ 建築設備定期点検結果報告書 1部を作業終了後に発注者へ提出すること。	5 特記事項 (1) 点検結果のまとめ方 ア 点検の終了後、「大阪市公共建築物点検マニュアル(別冊)点検結果作成要領」に基づいて作成すること。なお、本資料は、発注者が受注者に提供する。 イ 「支障がある」又は「特記すべき事項がある」場合には、その状況等を記入し、その部分の写真を整理し添付すること。 (2) 業務実施回数 ア 建築物定期点検は、 <u>令和2年度</u> に実施すること。 イ 建築設備および防火設備定期点検は、 <u>令和元年度～令和3年度</u> の毎年度実施すること。 (3) 提出書類 ア 業務担当者の免許関係書類等(写し) 1部を作業前までに発注者へ提出すること。 イ 建築物定期点検結果報告書 1部を作業終了後に発注者へ提出すること。 ウ <u>建築設備定期点検結果報告書</u> および <u>防火設備定期点検結果報告書</u> 各1部を作業終了後に発注者へ提出すること。